

第3回のしろ市民活動まつり

年々広がる市民活動の輪



第3回のしろ市民活動まつりは10月12日、13日の2日間、能代市勤労青少年ホームで開催されました。

能代市市民活動支援センターの登録団体により構成された実行委員会(大谷美帆子実行委員長)の主催によるもので、「能代のNPO・市民活動の見本市」として、子どもや若い人からお年寄りまで多くの市民に市民活動を知ってもらう機会を設け、市民活動への参加者や支援者を増やして能代市の市民活動を活発にすることを目的としています。

今回は17団体の当センター登録団体の参加はもとより、秋田県山本地域振興局、能代市ボランティアセンター、そして能代市中心市街地活性化計画の後期計画策定に向けて、活性化への課題や活用できる資源等を掘り起こして、中心市街地活性化ビジョンに掲げた将来像の実現に向けた取り組みを検討している「この街ですっと生きていくワークショップ」にもご協力をいただきました。

3回目を迎え、回を追うごとに参加団体も増えて内容も充実してきているとともに、この期間中に文化会館周辺で開催されるイベントは能代市公民館祭、働く婦人の家まつり、ふるさと学習交流会、マナブッ市、中和100円商店街と多彩になりました。このため、のしろ市民活動まつりはより多くの市民の皆さまに市民活動の一端に触れていただく良い機会となりつつあります。

また、自分たちの活動を他者に伝える作業を通して、これまでの活動をあらためて見つめ直す機会にもなっていたようでした。

センターからのお知らせ

少子高齢化・人口減少社会を支える地域づくり活動の可能性を探る

琴丘町(現三種町)生まれで、読売新聞特別編集委員の橋本五郎さんを講師にお招きし、地域づくり活動応援フォーラム2013「人口減少社会を支える!地域づくり活動のヒント」を12月15日、能代市柳町のプラザ都において開催します。

橋本さんは、慶應義塾大学を卒業後、読売新聞社に入社。政治記者を務め、論説委員、政治部長、編集局次長を歴任、現在は特別編集委員として在籍し、テレビなどでもコメンテーターとして活躍されています。平成22年11月には、過疎化で廃校となった母校鯉川小学校の建物を再活用するために使ってほしいと、三種町に蔵書2万冊を寄贈。住民がボランティアで分類整理した本を配架して、「橋本五郎文庫」が開設されています。

橋本さんの講演に続いて、子育てが楽しくなる街づくりを目指して奮闘中のおおだてde子育て(大館市)、間伐などが出る林地残材を再利用する取組を行っているニツ井宝の森林(やま)プロジェクト実行委員会(能代市)の実践事例の発表と、県民、企業、行政など社会全体から寄付や資金を集めて、秋田県内の地域課題に取り組むNPO、ボランティア団体、地縁組織等を資金面で支援する、民設民営の仕組み「あきたスギッチファンド」の紹介を予定しております。

入場に当たっては、整理券(無料・先着200名)が必要です。当センターで配布しております。詳しくは、裏面の「能代市市民活動支援センター主催・共催事業のご案内」をご覧ください。



NPOに関する基礎知識



このほど秋田県が発行したNPOのためのガイドブック『NPOの便利帳 2013』から「入門編」と「法人設立編」を取り上げ、NPOに関する基礎知識についてシリーズでお伝えします。今回は「Q5【法人設立編】NPO法人になることのメリットと責任は何ですか？」です。

現在、NPO法人設立を考える団体の方から、法人格を得たい理由として「対外的な信用が生まれるから」、「助成金を得やすくなるから」、「組織基盤をしっかりとさせたい」あるいは「自治体との協働事業をしやすくなるから」という声が多く聞かれます。

確かに、NPO法が制定される以前は、地域貢献を目指して自発的に活動する多くの団体は法的裏付けもないまま活動をし、行政や企業からの信用が十分に得ることができませんでした。

しかし、平成10年NPO法ができ、内閣府や所轄庁から認証されたNPO法人が誕生し、今や46,975法人（平成24年12月31日現在）が全国で認証を受けています。これらの法人はNPO法の精神に則り、営利を目的とせず公益な活動をするということで認証されました。法人である以上、メリットだけでなく、責任として義務も発生することを覚えておく必要があります。

◆NPO法人の利点

- ①契約主体になることができ、法人としての契約、口座の開設、財産取得ができます。団体の代表者個人としての名義を使うことなく、団体の名前において権利義務の関係を処理できます。
- ②社会的信用が高まります（これは、NPO法をはじめとする各種法令の遵守や情報公開により、社会が当該NPO法人を信用するに値すると認知することによるものです）。
- ③寄付金、公的援助、行政からの委託などが受けやすくなるのが期待できます。

◆NPO法人の義務

NPO法人として所轄庁が認証するという制度は法的要件を満たしているということであり、決して「よい活動をする団体だ」と所轄庁が認めたものではないということに注意する必要があります。各法人はメリットを享受するのみでなく、NPO法に決められた義務を果たす責任があります。以下にあげるのはその一例です。

- ①活動の内容や運営についてすべての事務所で情報公開をしなくてはなりません。
- ②解散時には残余財産の分配をしてはいけません。
- ③（一部を除き）課税対象団体となります。

能代市内および秋田県内を対象とする助成事業

◆買い物弱者利便性向上事業補助金 実施団体：秋田県 お問い合わせ先：秋田県産業労働部商業貿易課商業班
TEL.018-860-2244 FAX.018-860-3887 募集締切：2月14日（金）17時15分必着

この他にも助成制度に関する情報がございますのでお問い合わせください。

能代市市民活動支援センター主催・共催事業のご案内

地域づくり活動応援フォーラム2013 人口減少社会を支える！地域づくり活動のヒント

地域住民やNPO等多様な主体による活動をさらに推進するため、地域づくり活動の重要性について理解を深めるとともに、活動事例を広く紹介するフォーラムを次のとおり開催します。

日時：12月15日（日）13:30～16:00 場所：プラザ都3階「樹海の間」（能代市柳町9-23 TEL.0185-54-2244）
フォーラム内容：◆特別講演 講師 読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏／演題 「真の復興は 足元から 自らの手で」◆事例発表 発表者 おおだてde子育て／二ツ井宝の森林（やま）プロジェクト実行委員会◆あきたスギッチファンドの紹介 入場方法：入場に当たっては、整理券（無料・先着200名）が必要です。整理券は次の場所で配布しています。秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課（TEL.0185-55-8004）／能代市役所第一庁舎受付（TEL.0185-89-2212 能代市市民活力推進課）／北部市民活動サポートセンター（大館市）（TEL.0186-49-8553）／能代市市民活動支援センター（TEL.0185-52-0355）／能代市ボランティアセンター（TEL.0185-53-5180）

